

令和3年度東京都入札監視委員会第3回制度部会（業界団体との意見交換会）審議概要

開催日及び場所	令和4年2月7日（月）から令和4年3月22日（火） 書面開催
出席委員	東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英 東北公益文科大学准教授 斉藤徹史 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一 弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所） 原澤敦美 （敬称略・計4名）
審議事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望事項 (2) その他
議案の概要	業界団体からの都の入札契約制度等に関する要望等について意見交換を行った。 また、入札契約制度改革本格実施後の状況について、都から報告を受けた。
委員会による審議結果報告	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（3年経過）」について
委員からの意見等の概要	(1) - 1 一般社団法人東京建設業協会からの要望 ① 働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 週休2日の実現 ・ 週休2日の実施に伴う必要経費の引き上げ ・ 契約・工事関係書類の簡素化 ② 生産性向上・建設DXの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT人材の育成・導入費用の支援 ・ プレキャスト工法の活用 ・ 受発注者のコミュニケーションの改善 ・ 一般管理費の引き上げ ③ 入札契約制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な入札契約方式の活用 ・ 積算に必要な情報の提供 ・ 総合評価方式における課題 ・ 建設キャリアアップシステムの普及促進に向けたインセンティブの付与 ・ 入札における配置予定技術者の最終確認時期について ・ 中小建設業者が参加しやすい入札方式の積極的な採用 (1) - 2 一般社団法人東京都中小建設業協会からの要望 ① 入札契約制度改革 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の事前公表案件の拡大について ・ 入札可能業者の限定について ・ 共同企業体工事について ・ JV結成時の第2順位以下の構成員の罰則緩和について ② 働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産性向上に向けての書類簡素化と書類作成期間について ・ 現場管理費・一般管理費の引上げについて

(1)-3 一般社団法人東京電業協会からの要望

- ① 安定的・持続的な工事発注量の確保について
- ② 分離発注の継続実施について
- ③ 中小企業育成支援策として総合評価方式での新たな加点項目の設定について
- ④ 建設業における週休2日の実現について
- ⑤ 関係書類の簡素化・削減について
- ⑦ 受発注者間の協議・情報共有の迅速化に向けたワンデーレスポンスの規定化について
- ⑧ 発注時期の平準化について
- ⑨ 概成工期の取り扱いについて
- ⑩ 資機材の急激な高騰について

(1)-4 一般社団法人東京都電設協会からの要望

- ① 現行の工事発注方式の堅持
- ② 平成30年度実施制度の長期継続
- ③ 4週8閉所の実現
 - ・ 指導の徹底と予算の確保
 - ・ 設定工期の見直し
- ④ 財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入
- ⑤ LED照明のリース契約不採用の継続
- ⑥ 意見交換の機会と業界団体の活動に対する支援の継続
- ⑦ 入札スケジュールの事前公表
- ⑧ 価格高騰や資材不足に対する適切な対応

(1)-5 一般社団法人東京空調衛生工業会からの要望

- ① 工事発注量の維持継続について
- ② 分離発注方式維持継続について
- ③ 入札契約制度について
 - ・ 予定価格の「事後公表」について
 - ・ 「混合入札方式」について
 - ・ 主任技術者及び監理技術者の専任要件について
 - ・ 配置予定技術者の要件緩和について
- ④ 「働き方改革」の推進について
 - ・ 適正な工期の設定
 - ・ 適正な予定価格の算定
 - ・ 計画的な発注（発注・竣工時期の分散・平準化）

※上記要望に対する都からの回答は、財務局HPに別途掲載

(2) 入札監視委員会制度部会委員からの主な意見等

① 委員からの意見等

専任要件の基準を3500万円から7000万円に仮に引き上げた場合の、定量的あるいは具体的な効果について、東京都において参照すべき推計等がありましたらご教示下さい。

【一般社団法人東京空調衛生工業会からの回答】

企業規模等により技術者の人数や状況等が大きく違うため、定量的・具体的な効果の提示は難しい。しかしながら、技術者不足が大変深刻な状況の中、資格要件を満たした技術者を専任で配置することが困難なため、入札に参加できないという事態も生じています。また、場合によっては入札参加者が限定されてしまう可能性もあります。国の所管の建設業法ではありますが、東京都からも要件緩和のバックアップをお願い致します。

② 委員からの意見等

貴協会におかれては、若手の建設技術者の確保をこれまでに積極的に行ってきたものと承知している。新規雇用や業界の魅力向上に向けた最近の施策について、ご教示いただきたい。

【一般社団法人東京建設業協会からの回答】

- ・合同企業説明会「みんなの建設業☆インターンシップ&業界研究フェスタ」の開催（R3実績：12/3・4 オンライン配信、参加企業 66 社、総視聴人数 3300 人）
- ・就職応援サイト「みんなの建設業就活ナビ」を開設し、会員企業のインターンシップや採用情報を発信。
- ・建設業の魅力ややり甲斐を PR する冊子「建設業就職読本」を作成し、全国の建設系学生へ配布（約 18,000 部）
- ・建設業のイメージアップとインフラ整備への理解促進を目的とした冊子「首都東京迫り来る水害の危機」を発行し都民に配布（約 5000 部）
- ・都内建設系学科に学ぶ高校生を対象とした建設現場見学会の開催

③ 委員からの意見等

生産性向上、働き方改革に必要な関係書類の簡素化、削減について多くの業界団体より指摘されました。都は令和3年2月に「削減・簡素化が可能な工事関係書類」を選定し、その後各局で基準類の改定を行い、令和4年度から運用を開始したとの回答がありました。始まったばかりではあるが運用開始から10ヶ月以上経過しての受注側の感想を伺いたい。

【一般社団法人東京建設業協会からの回答】

- ・書類作成に要する労力は、以前と比べて軽減されたと感じるが、書類作成の負担は未だ大きく、削減へ取組みは継続していただきたい。
- ・印鑑不要の書類のやり取りは進んでいるが、押印が必要な書類については「契約者」ではなく「現場代理人」の印で可としていただきたい。
- ・契約・工事書類の簡素化については、工事担当者まで理解・浸透を図っていただきたい。

【一般社団法人東京都中小建設業協会からの回答】

運用開始後受注者の立場からは変化はなく、かえってはんこレスに伴う確認書類などによって書類が増加したと感じています。

また、削減・簡素化対象となっている書類に対し、建設事務所職員からは「慣例である」「特記仕様書に書いてある」という理由で提出を求められます。

【一般社団法人東京電業協会からの回答】

東京都において、我々受注者からの要望している工事関係書類の削減・簡

素化に向けた取り組みを進めていただいていることに感謝しております。しかし、都発注工事では求められる書類の量はいまだに多く、また、電気設備工事では「書類削減モデル工事」の発注は現状ありません。モデル工事を通し、各工種、様々な工事内容で検証を進めていただくことが重要であります。現場従事者の負担軽減は働き方改革に直結する問題でもあり、待ったなしの対応が求められております。今後さらにスピードを増した積極的な対応をお願いいたします。

【一般社団法人東京都電設協会からの回答】

会員企業の多くから工事関係書類が削減・簡素化された実感はないと返答がありました。

【一般社団法人東京空調衛生工業会からの回答】

多くの運用実績はありませんが、確実に負担軽減効果がありました。大変重要な取組であり、発注者と受注者間で意見交換・効果の確認・情報共有を定期的に行っていただき、「工事関係書類の削減・簡素化」を推し進めていただくと同時に、情報共有システム等を活用しペーパーレス、ハンコレス等さらなる負担軽減をしていただくようお願いいたします。

④ 委員からの意見等

東京建設業協会から、技術力を考慮した総合評価方式の適用範囲拡大に関する要望がありました。

「発注関係事務の運用に関する指針」においては、総合評価方式における適切な評価項目の設定が努力義務とされており、若手技術者や女性技術者の登用、民間発注工事や海外における施工経験を有する技術者の活用も考慮して、施工実績に代わる施工計画を評価するほか、災害時の活動実績も考慮するよう促されております。

現在、東京都において導入されている総合評価方式は、主として、過去の施工実績を評価する施工能力審査型と技術実績評価型ですが、技術的課題がある案件については技術力評価型や技術提案型を積極的に活用するなど、総合評価方式改善にむけた取組みをお願いいたします。

【東京都からの回答】

技術力評価型や技術提案型の総合評価方式は、施工計画や技術提案などを評価するものであり、施工能力審査型や技術実績評価型に比べ受発注者ともに負担は増えることとなりますが、施工実績だけでは評価しきれない技術的余地の大きい案件について、事業者の技術的能力をよりの確に評価できる方式です。

都では、予定価格の金額帯や技術的課題の量に応じて、4つの総合評価方式を運用しており、それぞれの制度の特徴を踏まえつつ、個別の案件の事情も勘案した上で、発注部署において総合評価方式を適用すべき案件を適切に選定しています。

案件に応じた発注方式を選定するよう庁内に周知しながら、引き続き適切に発注を行ってまいります。

※委員からの上記以外の意見等は、財務局HPに別途掲載

[その他]

特になし